

第2章 火山災害対策

本市は、活火山である蔵王山を有しているため、火山現象を早期に把握し、住民、登山者及び観光客等の生命と財産を守るため万全を期す必要がある。噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するために実施する火山災害対策について定める。

第1節 災害予防計画

噴火等の火山現象によって住民生活が著しく阻害されることが予想されることから、被害の防止及び軽減を図るための災害予防計画について定める。

1 予想される現象及び被害

蔵王山の火山活動に伴い、本市に予想される現象は、融雪型火山泥流、降灰後の土石流の発生である。融雪型火山泥流は蔵王川沿いに、降灰後の土石流は蔵王川及び酢川沿いに被害の発生が予想される。

* 火山泥流

火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象を火山泥流という。積雪期に発生した場合は、被害が拡大する可能性が有る。

* 降灰後の土石流

火山噴火により斜面に火山灰が降り積もり、雨が降ったときに、土砂や岩石を巻き込みながら流れ下りる現象である。

2 危険区域等の周知

市は、県等と協力して作成した蔵王山ハザードマップを活用し、危険区域や予想される現象及び被害について、地域住民に周知を図り、火山災害に関する防災意識の啓発に努める。

第2節 災害応急対策計画

火山による被害を軽減するため、火山情報の伝達、避難体制の整備等の応急対策について定める。

1 火山情報の伝達

(1) 異常の覚知

県及び市は、火山の噴火等に関する異常を覚知したときは、直ちに火山観測を担当する山形地方気象台に連絡する。

連絡を受けた気象台は、必要に応じて管区気象台に機動観測班の派遣を要請するとともに、県、警察、地元市町及び消防機関等との連絡体制を強化する。また、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターは、上空からの観測・情報収集活動に協力するとともに、県は必要に応じて自衛隊にもヘリコプターの出動を要請する。

(2) 火山情報の発表

気象台は、火山現象について異常等が認められる場合は、次の火山情報を発表する。

- ア 臨時火山情報
- イ 緊急火山情報
- ウ 火山観測情報
- エ 定期火山情報

(3) 火山情報の内容

- ア 火山活動の状態及びその推移
- イ 前号に掲げる事項の解説
- ウ 緊急火山情報又は臨時火山情報にあつては、警戒又は注意すべき火山現象
- エ その他必要と認める事項

2 上山市災害対策本部の設置

市長は、緊急火山情報が発表され、噴火により市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、上山市災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

3 避難計画

(1) 避難の実施

市長は、気象庁の観測等により大規模な噴火が予測される場合、法第60条に基づき、住民等に対し避難を勧告又は指示し、住民等の事前避難を実施する。

(2) 警戒区域等の設定

市長は、住民等の安全を確保するため、必要に応じ法第63条に基づき、警戒区域を設定して立ち入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、関係機関と協議の上、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

(3) 避難の長期化への対応

一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。市は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。

(4) 避難の解除

市長は、気象庁の観測結果等から危険が去ったと判断したときは、避難の勧告・指示又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

3 火山ガスによる危害の防止

市は、気象台等関係機関の協力を得て、火山ガスの噴気状況の把握に努めるとともに、必要に応じ周辺地域の立入り制限措置を講じ、火山ガスによる中毒事故の防止を図る。

4 降灰対策の実施

市及び県は、火山噴火に伴う降灰により火山周辺地域の住民の生活や農林水産業等に支障を生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融通等の施策を実施し、その軽減に努める。